

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
1	総務経営課	ナーシング・スキル・ ジャパン利用料	R5.4.1	東京都港区東麻布1-9-15 東麻布 1丁目ビル 3階 エルゼビア・ジャパン株式会社	1,620,190 円	【随意契約理由】 当院における医師や看護師向けの手技の研修をはじめ、オンライン上での医療研修についてはナーシング・スキルを利用している。ナーシング・スキルは、エルゼビア・ジャパンのみが扱っている。オンライン上での医療研修に関するシステムは他にも存在するが、これまで当院で蓄積された研修内容の引き継ぎが困難であり、システムを変更すると院内向けの利用マニュアル等の変更が必要となり、利用者も新たに利用方法を一から覚える必要があるなど、運用者及び利用者の著しい負担の増加につながる。 上記の理由から、エルゼビア・ジャパンと継続して契約するもの。 【適用条項】 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2	総務経営課	看護補助者派遣業務 (日勤帯)	R5.4.1	東京都新宿区西新宿一丁目26番2 号新宿野村ビル28階 株式会社ルフト・メディカルケア	16,536,320 円	【随意契約理由】 日勤帯の看護補助者の募集はハローワークを通じて行っているが応募件数が非常に少なく急性期看護補助体制加算25対1の常時要件充足が難しい状況にある。 株式会社ルフト・メディカルケアは、医療・介護に特化した人材派遣等を行う会社であり県内にも拠点を有し、人材確保に高いノウハウを持っている。また、県内外の多くの病院と実績があり、当院においても令和3年8月から準夜勤帯の派遣実績がある。 県内に拠点があり、本業務の派遣を継続的・効率的に達成できる業者は同社しかない。 上記の理由から、株式会社ルフト・メディカルケアと随意契約の方法により契約を締結している。 【適用条項】 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3	総務経営課	看護補助者派遣業務 (準夜勤帯)	R5.4.1	東京都新宿区西新宿一丁目26番2 号新宿野村ビル29階 株式会社ルフト・メディカルケア	70,552,320 円	【随意契約理由】 夜間100対1急性期看護補助体制加算の取得のためには準夜勤帯の看護補助者の確保及び継続的な体制維持が必要であるが、ハローワークを通じた人員確保が難しい状況にある。 株式会社ルフト・メディカルケアは、医療・介護に特化した人材派遣等を行う会社であり県内にも拠点を有し、人材確保に高いノウハウを持っており、県内の一般病床数が同規模程度の大分大学医学部附属病院、大分医師会アルメイダ病院等は株式会社ルフト・メディカルケアと看護補助者派遣契約を締結して夜間100対1急性期看護補助体制加算を取得しており、本業務の派遣を継続的・効率的に達成できる業者は同社しかない。 上記の理由から、株式会社ルフト・メディカルケアと随意契約の方法により契約を締結している。 【適用条項】 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
4	総務経営課	大分県立病院WEBサイ ト保守業務	R5.4.1	福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル2F 株式会社 ディーゼロ	2,309,780 円	【随意契約理由】 現在の「大分県立病院WEBサイト」は株式会社ディーゼロによって作成されている。当該WEBサイトの保守業務を支障なく実行できる体制を確保し、サイト全体の整合性、均質性を保つたうえで新たなページを作成することや改善提案をすることは、WEBサイトの作成元以外には困難であるため、株式会社ディーゼロと随意契約を行うもの。 【適用条項】 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
5	総務経営課	DPC分析システム及び機能評価係数Ⅱ分析システム利用契約	R5.4.1	東京都中央区日本橋茅場町2丁目7番1号 株式会社 girasol	1,056,000 円	【随意契約理由】 当院では経営改善の一助とするため、DPC分析システム「girasol」及び機能評価係数Ⅱ分析システム「きのこ」を利用している。「girasol」はその他のDPC分析システムの内容に加え、独自の機能である「クリパス機能」や、退院ベースではなくレセプトベースでの分析が可能なモードを有する等、唯一無二のシステムであり、株式会社girasolのみが提供可能であるため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
6	総務経営課	病院総合情報システム運用保守委託業務	R5.4.1	大分市賀来北3丁目4-3 株式会社ユビキタステクノロジー	55,176,000 円	【随意契約理由】 当該システムは複数のシステムから成り、委託範囲はこれらのシステムのヘルプデスク（操作方法問合せ・マスタ設定依頼・ハード障害連絡・システム障害連絡・これらを受けての各ベンダーへの照会等）、ハード・ソフトウェアの管理、操作教育等である。各障害復旧に関しては、迅速かつ確実な対応が必要であり、当院のシステムを熟知していなければ、即答できず患者の生命に影響を及ぼすことすらあり得る。 株式会社ユビキタステクノロジーは、システム導入当初から保守を行っており、業務に成熟している。以上のことから、本業務の目的を達成できる者は、上記の業者をおいて他にない。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
7	総務経営課	病院総合情報システム維持管理支援業務	R5.4.1	大分市東春日17-58 富士通Japan株式会社 大分支社	43,819,776 円	【随意契約理由】 当該システムの保守作業には、製品固有の専門知識と技能が必要であり、維持管理支援業務を実施できる開発ベンダー「富士通Japan株式会社」だけであるため。（平成27年度総合評価方式競争入札結果） 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
8	総務経営課	医療情報システムデータバックアップ保守業務	R5.4.1	大分市東春日17-58 富士通Japan株式会社 大分支社	3,735,600 円	【随意契約理由】 当該システムの保守作業には、製品固有の専門知識と技能が必要であり、維持管理支援業務を実施できる開発ベンダー「富士通Japan株式会社」だけであるため。（平成27年度総合評価方式競争入札結果） 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
9	会計管理課	会計顧問業務委託	R5.4.1	大分市中島西1丁目3番12号 大石公認会計士事務所	4,950,000 円	【随意契約理由】 本業務は、公認会計士の資格、公企業会計の知識、実際の関与・指導経験等、その処理に高度の専門性（知識、技術、経験）を要することに加え、頻繁に来訪可能な地域の事業者であることが必要。本要件を満たす事業者が他に見当たらないことから左記の者と契約する。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
10	会計管理課	Up To Date ライセンス契約	R5.4.1	東京都港区三田1-3-31 (株)ウォールターズ・クルワー・ヘルス・ジャパン	2,746,248 円	【随意契約理由】 診断等における適切な判断材料のための情報を効率的に入手できるよう媒体を特定するものであり、(株)ウォールターズ・クルワー・ヘルス・ジャパンと契約する必要があるため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
11	会計管理課	統合型モニタ管理システム保守委託契約	R5.4.1	大分市賀来西二丁目11番2号 アイティーアイ(株)大分支店	1,288,320 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店であるアイティーアイ(株)のほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
12	会計管理課	検体搬送システム保守委託	R5.4.1	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	2,046,000 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)アステムのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
13	会計管理課	無菌病室保守委託契約	R5.4.1	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	5,170,000 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)アステムのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
14	会計管理課	CAPシステム保守点検委託	R5.4.1	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	3,960,000 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)アステムのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
15	会計管理課	X線血管撮影装置保守委託	R5.4.1	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	89,100,000 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)アステムのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
16	会計管理課	総合血液学検査装置 保守委託契約	R5.4.1	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	2,625,480 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)アステムのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
17	会計管理課	採血管準備システム保 守委託契約	R5.4.1	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	1,120,350 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)アステムのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
18	会計管理課	汎用生化学自動分析 装置保守委託契約	R5.4.1	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	2,116,070 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)アステムのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
19	会計管理課	全自動細胞解析装置 保守委託契約	R5.4.1	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	1,273,580 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)アステムのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
20	会計管理課	全身用X線コンピュータ 断層撮影装置保守整 備委託契約	R5.4.1	由布市狭間町古野塚ノ久保1100-3 (株)バイオメディカル	8,967,200 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)バイオメディカルのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
21	会計管理課	エキシマレーザー血管形 成装置保守委託契約	R5.4.1	由布市狭間町古野塚ノ久保1100-3 (株)バイオメディカル	1,100,000 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)バイオメディカルのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
22	会計管理課	内視鏡システム保守委託	R5.4.1	由布市狭間町古野塚ノ久保1100-3 (株)バイオメディカル	1,580,700 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)バイオメディカルのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
23	会計管理課	精神科CANE0 GO PLUS保守委託	R5.4.1	由布市狭間町古野塚ノ久保1100-3 (株)バイオメディカル	2,510,200 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)バイオメディカルのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
24	会計管理課	磁気共鳴断層撮影装置 MAGNETOM Vida 保守委託	R5.4.1	由布市狭間町古野塚ノ久保1100-3 (株)バイオメディカル	188,100,000 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)バイオメディカルのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
25	会計管理課	PACSシステム保守委託	R5.4.1	由布市狭間町古野塚ノ久保1100-3 (株)バイオメディカル	1,100,000 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)バイオメディカルのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
26	会計管理課	手術用顕微鏡等保守委託	R5.4.1	大分市大石町5-3-2 (株)田吹ムトウ本店営業部	1,158,300 円	【随意契約理由】 機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である(株)田吹ムトウのほかに保守業務を実施できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
27	医事・相談課	自動精算機システム保守管理業務委託	R5.4.1	福岡県福岡市博多区東比恵1-4-5 株式会社アルメックス マーケティングセールス本部九州支社	1,783,320 円	【随意契約理由】 本委託業務は自動精算機システム3台の保守業務を委託する業務である。 保守管理業務委託に付する機器は株式会社アルメックス製であり、最寄りの保守管理業務が可能な業者は、株式会社アルメックス メディコム事業部福岡支店のみであるため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
28	医事・相談課	自動精算機現金等取扱業務委託	R5.4.1	大分県大分市府内町三丁目4番1号 株式会社大分銀行	5,500,000 円	【随意契約理由】 本委託業務は自動精算機システム導入に伴う精算機内の売上現金の回収を委託する業務であり、病院局は、株式会社大分銀行を出納取扱金融機関に指定し、出納事務を取り扱っているため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
29	会計管理課	内視鏡手術システム ENDOYE3D硬性ビデオスコープ修繕	R5.4.11	大分市光吉927-1 山下医科機械(株)	4,070,000 円	【随意契約理由】 分解・検査後でなければ見積ができないほか、修理にあたり特殊な技術が必要なためアステムしか行わせることができないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
30	会計管理課	経皮血液ガスシステム 3式修繕	R5.4.24	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	1,485,000 円	【随意契約理由】 分解・検査後でなければ見積ができないほか、修理にあたり特殊な技術が必要なためアステムしか行わせることができないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
31	会計管理課	血液ガスシステム2式 修繕	R5.4.25	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	1,386,000 円	【随意契約理由】 分解・検査後でなければ見積ができないほか、修理にあたり特殊な技術が必要なためアステムしか行わせることができないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
32	総務経営課	病院賠償責任保険 保育所賠償責任保険	R5.4.30	東京都千代田区紀尾井町3-27 (公社)全国自治体病院協議会	11,701,086 円	【随意契約理由】 現在、公益社団法人全国自治体病院協議会が保険契約者となっている保険に加入しているが、他社が取り扱う保険に切り替えた場合、約款が異なることにより、切り替えと事案発生の際の時期等の関係により、どちらの保険会社からも保険料が支払われない事案が発生する可能性があるため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
33	医事・相談課	未収金収納業務委託	R5.5.1	東京都渋谷区渋谷2-16-8 弁護士法人館野法律事務所	回収金額の30%	【随意契約理由】 平成25年にプロポーザル公募により契約を締結し、継続交渉案件が数多くあること、回収状況が良好なことなどから有利と判断されるため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
34	医事・相談課	未収金収納業務委託	R5.5.1	東京都中央区日本橋3-9-1 弁護士法人ライズ総合法律事務所	回収金額の30%	【随意契約理由】 一層の未収金回収を進めるため、平成30年から追加委託契約を締結した。 継続交渉案件が数多くあること、回収状況が良好なことなどから有利と判断されるため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
35	会計管理課	インシデント管理システム修繕	R5.5.15	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	1,919,500 円	【随意契約理由】 システムが特殊であって、その修繕についても特殊な技術を要するため、装置の代理店である (株)アステムのほかに修繕業務を依頼できないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
36	会計管理課	膀胱腎盂ファイバースコープ修繕	R5.5.17	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	1,359,600 円	【随意契約理由】 分解・検査後でなければ見積ができないほか、修理にあたり特殊な技術が必要なためアステ ムしか行わせることができないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
37	総務経営課	第3期病院総合情報システム調達コンサルティング業務	R5.6.1	福岡県福岡市博多区千代4丁目30番2号 株式会社システム環境研究所	4,400,000 円	【随意契約理由】 提案競技(プロポーザル)審査委員会を実施のうえ、最優秀提案者として選定されたため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第2項、大分県随意契約ガイドライン第1条第19項
38	会計管理課	蒸気ヘッダー更新工事設計業務委託	R5.6.19	福岡市博多区博多駅前1-4-1 株式会社伊藤喜三郎建築研究所九州支店	968,000 円	【随意契約理由】 蒸気ヘッダーは、院内各階の空調機や中央材料室等の滅菌装置、厨房の調理器具、食器乾燥機、リネン乾燥機など、供給先は多岐にわたっており、その改修にあたっては、エリアごとに違う供給量、供給圧力、供給時間などの全体バランスと設置場所周辺の機器との取り合い等を考慮した工事手順の構築が必要である。 よって、病院建設工事や大規模改修工事等の設計および工事監理業務を行い、院内の各種設備を熟知している同者との契約が必要である。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
39	総務経営課	大分県立病院WEBサイト改善業務委託	R5.6.23	福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル2F 株式会社 ディーゼロ	1,718,200 円	【随意契約理由】 WEBサイトの更新を効果的、効率的に実現するためには、大分県立病院WEBサイトに精通している必要があるため、大分県立病院WEBサイトの作成及び保守・管理を行っている株式会社ディーゼロと随意契約を行うもの。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
40	会計管理課	膀胱腎盂ファイバースコープ修繕	R5.7.5	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	1,359,600 円	【随意契約理由】 分解・検査後でなければ見積ができないほか、修理にあたり特殊な技術が必要なためアステムしか行わせることができないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
41	会計管理課	低温プラズマ滅菌器ステラッド100S-PS II 修繕	R5.7.5	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	1,342,000 円	【随意契約理由】 分解・検査後でなければ見積ができないほか、修理にあたり特殊な技術が必要なためアステムしか行わせることができないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
42	会計管理課	全身麻酔器定期点検	R5.7.12	大分市西大道2-3-8 (株)アステム	3,212,484 円	【随意契約理由】 分解・検査後でなければ見積ができないほか、修理にあたり特殊な技術が必要なためアステムしか行わせることができないため。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
43	会計管理課	浸水対策設備棟通信幹線工事	R5.7.14	福岡市博多区東比恵1-5-13 富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部	5,087,500 円	【随意契約理由】 新設した浸水対策棟への通信幹線(電子カルテ系)の敷設工事である。県立病院内の電子カルテ設備は重要設備であり、これまで工事や維持管理は一元的に富士通Japan株式会社の実施している。よって、本工事においても品質の継続的な確保のため同者による施工が必要である。 【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

【令和5年度】

随意契約件数 44 件

金額 1,351,050,724 円（単価契約等は含まない）

No.	契約担当課名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方公営企業法施行令適用条項
44	医事・相談課	医事業務等委託 (長期契約)	R5.10.1	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 株式会社ニチイ学館	788,040,000 円	<p>【随意契約理由】 医事業務は、患者受付から対応・接遇、診療報酬の算定と多岐にわたり、かつ高度な知識と経験を必要とするものであり、患者への対応・接遇は患者満足度に大きく影響し、医療行為をスムーズに行うための前段で重要な役割を果たすものである。 また、診療報酬の算定は、複雑な診療報酬体系に精通し、多くの施設基準や算定方法を熟知しなければ行えない業務であり、深い知見を有する委託先で実施する必要がある。 当院の基本理念として掲げる「奉仕」「信頼」「進歩」に基づく病院運営を行うためには、患者サービス向上や診療報酬の正確な算定が不可欠であり、単に価格のみの原理に基づく委託先の選定では基本理念に合致しないものであることから、公募による企画提案競技を実施し委託先を選定した。</p> <p>【適用条項】地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>